

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和3年12月1日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100082号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100045号

第1 結論

請求者のA社における請求期間②の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年2月から同年5月までの標準報酬月額については、9万8,000円を50万円とする。

平成13年2月から同年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間①について、請求者のB社(平成12年9月13日にA社に事業所名称変更。以下、B社当時の期間についても事業所名称を「A社」と表記する。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成12年8月29日から平成13年2月1日まで
② 平成13年2月1日から同年6月1日まで
③ 平成13年6月1日から同年10月1日まで

私は、A社に入社してから、平成13年10月1日にほかの会社で厚生年金保険被保険者資格を取得するまで、継続して同社に勤務していた。しかしながら、国の記録では、請求期間①及び③が厚生年金保険被保険者期間となっていない。同社の取引先が発行していた月刊誌において、私が携わっていた同社の広告掲載があったことから、その掲載の事実を調べれば勤務期間が分かると思うので、調査の上、当該期間を被保険者期間として記録してほしい。

また、A社における請求期間②の標準報酬月額が、実際に支給された給与支給額と比べて低く記録されているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社に係る請求期間②の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、平成14年6月6日に、平成13年2月1日に遡及して9万8,000円に減額訂正される処理が行われていることが確認できる。

また、上記遡及減額訂正処理は、請求者がA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成13年6月1日より1年以上後であり、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成14年6月3日と同時期である同月6日に行われており、オンライン記録によると、当該訂正処理が行われた時点で、請求者は、既にほかの事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得（平成13年10月1日取得）していたことが確認できる。

さらに、A社の閉鎖事項全部証明書により、請求期間②において同社の取締役であったことが確認できる者のうち、オンライン記録により所在が判明した元取締役に文書照会（以下「元役員照会」という。）を行ったところ、回答があった者のうち一人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは同社の清算のためであると考えられ、当該適用事業所でなくなった手続を行ったのは当時の代表取締役である旨回答している。

加えて、元役員照会に回答があった複数の者は、請求期間②当時、A社の経営状況は悪かった旨回答している上、オンライン記録により同社において厚生年金保険被保険者記録が確認でき所在が判明した者に文書照会（以下「同僚照会」という。）を行ったところ、回答があった者は、請求期間②当時、同社の経営状況は悪く給料の遅配があった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、平成14年6月6日に行われた標準報酬月額の遡及減額訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、請求者について平成13年2月1日に遡って減額訂正処理を行う合理的な理由はなく、当該訂正処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、50万円とすることが妥当である。

請求期間①及び③について、元役員照会に回答があった複数の者は、請求者に係る資料を保管しておらず、請求者の請求期間①及び③に係る厚生年金保険の届出、厚生年金保険料（以下「保険料」という。）の納付及び控除について不明である旨回答していることから、請求者の請求期間①及び③に係る厚生年金保険の届出、保険料の納付及び控除について確認できない。

また、同僚照会に回答があった者は、請求者の氏名は覚えているものの、詳細な勤務実態を覚えていない上、当該回答があった者からは、請求者の請求期間①及び③の保険料が控除されたことをうかがわせる回答を得ることはできない。

さらに、オンライン記録において、請求者が、請求期間①当時に住所を有していたことが確認できるC県D市及び請求期間③当時に住所を有していたことが確認できるC県E市に対して請求者に係る請求期間①又は③当時における住民税課税資料の保管状況について照会したところ、両市とも当該資料は保管していない旨回答している。

加えて、請求者は、給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持しておらず、A社から給与が振り込まれたことが確認できる預金通帳を所持していないものの、同社から給与が振り込まれた金融機関はF銀行か、G銀行のどちらかである旨陳述していることから、両行に対して請求期間①及び③当時における入出金記録の保管状況を照会したところ、両行とも保管期限経過のため請求期間当時の記録は保管していない旨回答があり、請求者の請求期間①及び③における給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

なお、請求者は、A社の取引先が発行していた月刊誌において、自身が携わっていた同社の広告掲載があったことから、その掲載の事実を調べれば勤務期間が分かると思う旨主張しているものの、当該取引先は、同社の広告を掲載したかどうか不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び③に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100089号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100046号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和59年4月1日にB県C市に所在したA社に入社し、1か月の研修を受け、同年5月からD県E市に所在した配属先へ異動した。請求期間も継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録がないので訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る人事記録簿及び同社の回答並びに請求者に係る雇用保険の加入記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務(昭和59年5月1日にA社から同社F支店に異動)し、厚生年金保険被保険者要件を満たしていたことが認められることから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年5月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100084号

厚生局事案番号 : 東北(脱)第2100001号

第1 結論

昭和35年12月1日から昭和38年12月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年12月1日から昭和38年12月21日まで

支給済期間 : ① 昭和35年12月1日から昭和36年2月1日まで
② 昭和36年2月1日から昭和37年5月1日まで
③ 昭和37年5月1日から昭和38年12月21日まで

私は、前回、請求期間に係る脱退手当金を請求も受給もした覚えがないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする平成27年12月15日付けの東北厚生局長からの通知を受け取った。

私は、請求期間当時、脱退手当金の制度を知らなかったもので、脱退手当金を請求したことはなく、受給していないのは間違いない。今回、日本年金機構から開示された請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「請求期間の被保険者名簿及び原票」という。）を提出するので、再度調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、(1) 請求期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示を

することとされており、請求者が現在も所持している被保険者証には、脱退手当金の支給及び裁定処理を行ったA社会保険事務所（当時）の名称を示す「脱A」の表示が確認できること、（2）請求者は昭和39年3月*日に婚姻しているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び上記被保険者証によれば、請求期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和38年12月21日から約8か月後の昭和39年8月25日に旧姓から現姓に氏名変更された旨の記載が確認でき、また、請求期間の脱退手当金が同年9月4日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えられること、（3）請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、請求期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した約8か月半後の同年9月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなないことなどから、既に平成27年12月15日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東北厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、今回、請求者は、日本年金機構から開示された請求期間の被保険者名簿及び原票を提出し、請求期間当時、脱退手当金の制度を知らなかったため、脱退手当金を請求したことはなく、受給していないのは間違いない旨主張して再度訂正請求を行っているものである。

本事案では、請求者から新たな資料として請求期間の被保険者名簿及び原票が提出されているところ、当該請求期間の被保険者名簿及び原票に記載された請求者の「厚生年金保険ノ記号及番号」又は「厚年記号」及び「厚年番号」は、前述の「脱A」の表示が確認できる被保険者証の「被保険者台帳の記号番号」と一致していることから、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、上記平成27年12月15日付けで通知した内容のとおり、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で請求者が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

このほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。